

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
61	介護保険法による介護保険に関する事務 全項目評価書 (令和8年1月以降)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年7月31日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム5									
①システムの名称	申請管理システム								
②システムの機能	<p>1 番号紐付情報の最新化 住基システムから番号紐付情報の差分データを受領し、申請管理システムが持つ番号紐付情報を更新する機能</p> <p>2 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能</p> <p>3 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能</p> <p>4 シリアル番号による申請者特定 申請管理システムで保持している番号紐付情報をもとに、電子署名検証結果データにあるシリアル番号を宛名番号へ変換する機能</p> <p>5 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能</p> <p>6 申請処理状況データ連携 申請ステータスを変更した際に、ダウンロード機能へ変更した申請ステータスおよび自治体コメントを、申請処理状況データとして連携を行う機能</p> <p>7 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[○] その他 (システム連携基盤)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[○] その他 (システム連携基盤)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[○] その他 (システム連携基盤)									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									
3. 特定個人情報ファイル名									
介護保険情報ファイル									
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由									
①事務実施上の必要性	<p>1 資格関係情報 ・被保険者の資格情報を正確に取得する等により資格事務を適正に行うため、資格関係情報を利用する必要がある。</p> <p>2 賦課・収納関係情報 ・被保険者等の所得情報を正確に取得する等により賦課徴収事務を適正に行うため、賦課・収納関係情報を利用する必要がある。</p> <p>3 認定関係情報 ・他市区町村からの転入者の場合、転入前の認定情報を継続させるため、転入前に居住していた市区町村から当該転入者の受給資格証明書情報等を入手し、認定関係情報として記録し、利用する必要がある。</p> <p>4 給付関係情報 ・給付情報を正確に取得する等により給付事務を適正に行うため、給付関係情報を利用する必要がある。</p> <p>5 地域支援事業関係情報 ・介護予防事業利用状況を把握し的確な介護予防につなげるため、地域支援事業関係情報を利用する必要がある。</p>								
②実現が期待されるメリット	<p>・他市区町村からの転入者の被保険者情報について、番号法に基づき他市区町村から情報提供を受けられるようになることで、より迅速かつ正確に被保険者資格の異動管理が実現できる。</p> <p>・他市区町村からの転入者の所得情報について番号法に基づき他市区町村から情報提供を受けられるようになることで、これまで文書による照会や添付書類により行っていた事務の効率化及び適正化が図られる。</p> <p>・他市区町村からの転入者の場合、番号法に基づき他市区町村から当該転入者の受給資格証明書情報等を迅速かつ正確に入手し把握することで、認定者の利便性の向上につながる。</p> <p>・他市区町村からの転入者の給付情報について、番号法に基づき他市区町村から情報提供を受けられるようになることで、転入前に居住していた他市区町村と本市との間で給付調整がスムーズに行われ、給付適正化が図られる。</p>								

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の100の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131の項、132の項</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項、3の項、7の項、11の項、15の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、141の項、144の項、145の項、158の項、161の項</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局長寿社会部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
8. 他の評価実施機関	
—	

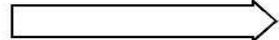
(別添1) 事務の内容



住民

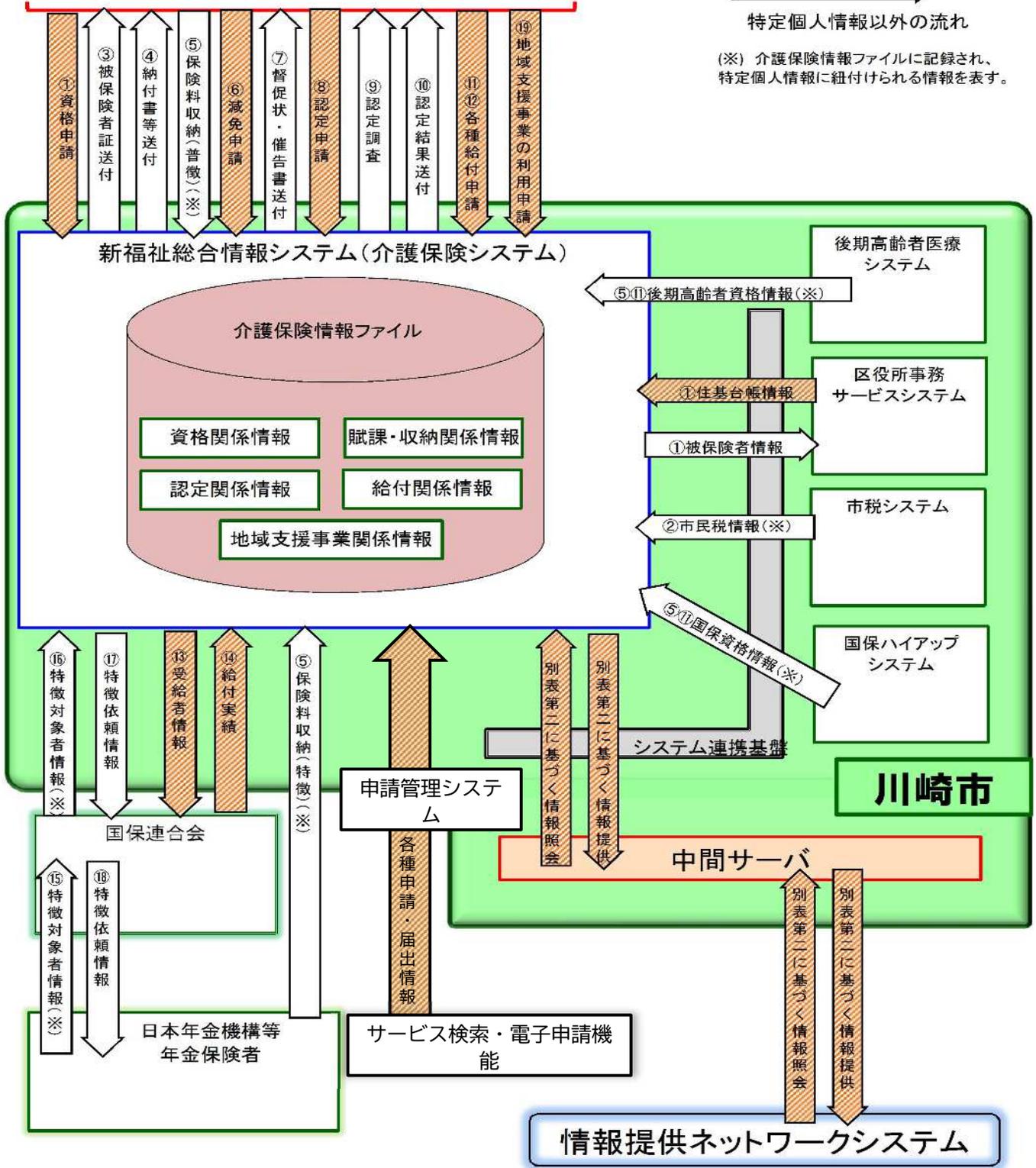


特定個人情報の流れ



特定個人情報以外の流れ

(※) 介護保険情報ファイルに記録され、特定個人情報に紐付けられる情報を表す。



(備考)

1 資格(被保険者)情報の管理に関する事務

- ① 第1号被保険者の資格の異動(取得、喪失、変更)等の届出を受理、住基台帳情報による被保険者資格の管理
- ③ 第1号被保険者、第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の被保険者証及び受給資格証明書の交付

2 介護保険料の賦課・収納に関する事務

- ② 市民税情報の把握による保険料の賦課
- ④ 保険料決定(更正)通知書等の通知
- ⑤ 特別徴収・普通徴収の徴収方法の決定及び保険料の収納
- ⑥ 保険料の減免等の申請受理および判定
- ⑦ 保険料の滞納者への督促状、催告書の送付

- ⑮ 日本年金機構等の年金保険者から国保連合会へ特別徴収対象者情報等の提供
- ⑯ 国保連合会から特別徴収対象者情報等を受理
- ⑰ 国保連合会へ特別徴収依頼情報等を提供
- ⑱ 国保連合会から日本年金機構等の年金保険者へ特別徴収依頼情報等を提供

3 認定管理に関する事務

- ⑧ 要介護(要支援)の新規認定申請・更新認定申請・区分変更認定申請の受理
- ⑨ 認定調査、認定審査の実施
- ⑩ 要介護認定結果通知書等の送付

4 給付管理に関する事務

- ⑪ 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請の受理、医療保険資格情報の確認、支給決定
- ⑫ 福祉用具購入費、住宅改修費の確認及び支給申請の受理・決定

- ⑬ 国保連合会へ受給者情報等を提供
- ⑭ 国保連合会から給付実績情報等を受理

5 地域支援事業に関する事務

- ⑲ 地域支援事業の利用申請の受理及び決定

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルのうち、第1号被保険者及び世帯員並びに認定を受けた第2号被保険者及び世帯員。
その必要性	・番号法においては、番号法第9条第1項 別表の100の項の規定により、被保険者の個人情報を個人番号と紐付けて管理する必要があるため。 ・対象となる事務は、[I 基本情報]-[1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務]-[②事務の内容]のとおり。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (<input type="checkbox"/> 口座登録・連携ファイル関係情報、電子証明書利用者証明用のシリアル番号)
その妥当性	<p>【識別情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 ・その他識別情報(内部番号):本市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する。 <p>【連絡先等情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5情報:被保険者証の印字等、介護保険事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有する。 ・連絡先:本人への連絡等のために保有する。 ・その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等を保有する。 <p>【業務関係情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税関係情報:収入・所得等に応じて保険料の賦課、収滞納管理、給付の負担上限等を決定するために保有する。 ・医療保険関係情報:2号被保険者の資格確認及び高額医療合算等の給付事務を行うために保有する。また後期高齢者医療保険関係情報については、介護保険料の特別徴収を適切に実施するために保有する。 ・障害者福祉関係情報:被保険者の適用除外の確認等を行うために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護及び老齢福祉年金の受給情報を把握し、保険料計算や給付の負担上限等を決定するために保有する。 ・介護・高齢者福祉関係情報:介護保険及び地域支援事業の事務実施に必要なため保有する。 ・年金関係情報:介護保険料の特別徴収を適切に実施するために保有する。 ・災害関係情報:保険料・利用料の軽減等を行うために保有する。 <p>【電子証明書利用者証明用のシリアル番号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の本人確認のために保有する。

	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月
⑥事務担当部署		健康福祉局長寿社会部介護保険課
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (財政局市民税管理課、市民文化局戸籍住民サービス課、健康福祉局医療保険課、国民年金・福祉医療課、生活保護・自立支援室、障害計画課、障害福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国保連合会、デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能)
③入手の時期・頻度		1 識別情報 ・区役所事務サービスシステムで異動が発生した際に庁内連携システムを通じて随時入手する。 ・本人等から申請を受けた都度入手する。 ・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。 2 連絡先情報 ・区役所事務サービスシステムで異動が発生した際に庁内連携システムを通じて随時入手する。 ・本人等から申請を受けた都度入手する。 ・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。 3 業務関係情報(年金関係情報、医療保険関係情報を除く) ・市税システム等の連携先システムで異動が発生した際に庁内連携システムを通じて随時入手する。 ・国保連合会とのデータ伝送システム(専用線)を通じて月に1回入手する。 ・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。 4 業務関係情報(年金関係情報) ・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。 5 業務関係情報(医療保険関係情報) ・後期高齢者医療システムから電子記録媒体にて月に1回入手する。 ・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。

④入手に係る妥当性	<p>1 識別情報 【庁内連携システムから入手】 ・住民基本台帳法の規定に基づき、介護保険事務において必要な時期に情報を入手するもの。 【本人又は世帯主あるいは本人の代理人からの書面から入手】 ・介護保険法第12条第1項「第一号被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。」に従う。 【情報提供ネットワークシステムから入手】 番号法第19条第8号に基づき、調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手するもの。</p> <p>2 連絡先情報 【庁内連携システムから入手】 ・住民基本台帳法の規定に基づき、介護保険事務において必要な時期に情報を入手するもの。 【本人又は世帯主あるいは本人の代理人からの書面から入手】 ・介護保険法第12条第1項「第一号被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。」に従う。 【情報提供ネットワークシステムから入手】 番号法第19条第8号に基づき、調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手するもの。</p> <p>3 業務関係情報(年金関係情報、医療保険関係情報を除く) 【庁内連携システムから入手】 ・番号法第9条第2項の条例の規定に基づき、介護保険事務において必要な時期に情報を入手するもの。 【他機関から入手】 ・介護保険法第176条に基づき、国保連による介護給付費等の審査及び支払業務のための情報を入手するもの。 【情報提供ネットワークシステムから入手】 番号法第19条第8号に基づき、調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手するもの。</p> <p>4 業務関係情報(年金関係情報) 【情報提供ネットワークシステムから入手】 番号法第19条第8号に基づき、調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手するもの。</p> <p>5 業務関係情報(医療保険関係情報) 【他部署から入手】 介護保険法第135条による特別徴収のための情報を入手するもの。 【情報提供ネットワークシステムから入手】 番号法第19条第8号に基づき、調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手するもの。</p>
⑤本人への明示	<p>・他部署から入手する場合:番号法第9条第2項に基づく条例 ・他機関から入手する場合:番号法第19条第8号 ・本人から入手する場合: 介護保険法第12条、介護保険法第23条、番号法第9条第1項、番号法第19条第7号に基づき、本人を通じて入手することとし、利用目的を本人に明示する。</p>
⑥使用目的 ※	番号法第9条第1項 別表の100の項の規定に定められた「被保険者資格情報の管理」「介護保険料の賦課・収納」「要介護度の認定」「保険給付」「地域支援事業の実施」等の業務を行うため。
変更の妥当性	—
⑦使用の主体	<p>健康福祉局長寿社会部介護保険課 各区区民サービス部保険年金課、区民課 各区地域みまもり支援センター高齢・障害課</p> <p>使用部署 ※</p> <p>使用者数</p> <p>[100人以上500人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1 被保険者の資格管理 本人等の申請または、住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報等をもとに、資格管理を行う。</p> <p>2 保険料の賦課・収納 本人等の申請または、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、災害関係情報等をもとに、保険料の賦課・収納を行う。</p> <p>3 要介護(要支援)認定等 本人等の申請または、住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等をもとに、要介護(要支援)認定事務を行う。</p> <p>4 保険給付 本人等の申請または、住民票関係情報、地方税情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、災害関係情報等をもとに、保険給付を行う。</p> <p>5 地域支援事業の実施 本人等の申請または、住民票関係情報等をもとに、介護予防事業利用状況を把握した上で地域支援事業を行う。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>1 被保険者の資格管理 本人等の申請内容、住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び年金関係情報等の突合を行い、被保険者の資格確認を行う。</p> <p>2 保険料の賦課・収納 本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報及び災害関係情報等の突合を行い、保険料の賦課の決定を行う。</p> <p>3 要介護(要支援)認定等 本人等の申請内容、住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報等の突合を行い、要介護(要支援)認定事務を行う。</p> <p>4 保険給付 本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び災害関係情報等の突合を行い、保険給付を行う。</p> <p>5 地域支援事業の実施 本人等の申請内容、住民票関係情報の突合を行い、介護予防事業利用状況を把握した上で地域支援事業を行う。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>国・県への報告資料作成等のため統計・分析を行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうる統計・分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>介護保険料の賦課決定、要介護(要支援)認定等の決定、負担割合証の決定 等</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件	
委託事項1	福祉総合情報システム1次運用保守業務	
①委託内容	維持管理業務、アプリケーション保守業務、ソフトウェア保守業務、制度改正に伴うプログラム改修、機器更新に伴うデータ移行等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
	その妥当性	福祉総合情報システム(介護保険システム)の安定的な稼働のための専門的な知識及び技術を有し、かつ開発元でもあるため。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (運用・保守専用のシステム環境)	
⑤委託先名の確認方法	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」にて確認可能	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	運用保守の一部を再委託。

委託事項2～5	
委託事項2	福祉総合情報システム運用支援業務委託
①委託内容	ドキュメント管理、処理依頼書作成、マスタテーブル修正、トランザクションデータ修正、日常業務支援、関係ツール作成・管理など
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
	その妥当性 福祉総合情報システム(介護保険システム)の安定的な稼働のための専門的な知識及び技術を有し、かつ開発元でもあるため。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (運用・保守専用のシステム環境)
⑤委託先名の確認方法	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名	富士通Japan株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項 運用保守の一部を再委託。

委託事項3		介護保険保険者事務共同処理業務委託
①委託内容		介護給付の審査・支払に付随する業務として、保険者の行う介護保険の事務処理のうち、共通する事務を共同処理し、介護保険業務の効率的な運営と精度の向上を図るため、神奈川県国民健康保険団体連合会が行う電子計算機による共同処理業務を委託する。そのうち、給付系保険者事務共同作業として、高額医療合算介護(予防)サービス費支給処理の事務に個人番号を利用し、介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルのうち、介護給付を受けた被保険者
	その妥当性	国保連は、介護保険法第176条において介護給付費等の請求に関する審査及び支払業務を行うと規定されていることから。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		事務担当課への問い合わせによる。
⑥委託先名		神奈川県国民健康保険団体連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	給付系保険者事務共同処理(償還払給付額管理のための処理/主治医意見書料支払のための処理他)、介護給付適正化事業における情報提供(介護給付費通知書作成のための処理/ケアプラン分析ファイル作成処理他)、介護給付適正化事業における保険者支援(医療給付情報突合リストにおける処理/過誤申立書情報における処理他)

委託事項5		申請管理システム運用保守業務委託
①委託内容		ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、ファイアーウォール等のログ監視・解析、トラブル対応等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員
	その妥当性	申請管理システムの安定的な稼働のための専門的な知識及び技術を有し、かつ開発元でもあるため
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバからの直接操作)にて取扱いを行う。
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		株式会社 日立製作所
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	申請手続きの新規・修正等登録作業及び組織改編に伴う変更作業、異常検知時の確認作業等、運用・保守業務の一部を再委託
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (27) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (10) 件 [] 行っていない
提供先1	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先2	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先3	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の7の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先4	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11の項
②提供先における用途	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先5	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15の項	
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
提供先6～10		
提供先6	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の38の項	
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

提供先7	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先8	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の56の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先9	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先10	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先11～15	
提供先11	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の70の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の80の項
②提供先における用途	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先13	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の86の項
②提供先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先16～20	
提供先16	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の108の項
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先17	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先18	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の116の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先19	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先20	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の128の項
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先1	財政局税務部市民税管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表の24の項に定める事務(地方税賦課事務)
③移転する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険賦課(特別徴収)情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月に1回
移転先2～5	
移転先2	市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号
②移転先における用途	住民基本台帳法第7条第10号に規定する住民基本台帳の記載事項として使用する
③移転する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険資格情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時(資格異動が発生する都度)

移転先3	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の10の項)及び第3項
②移転先における用途	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	・介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険賦課(特別徴収)情報) ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月に1回
移転先4	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の23の項)及び第3項
②移転先における用途	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項に規定される事務(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	・介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険料賦課(特別徴収)情報、介護保険資格情報) ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月に1回

移転先5	健康福祉局生活保護・自立支援室	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の7の項、36の項)及び第3項	
②移転先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険資格情報、介護保険賦課情報、介護保険認定情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	生活保護法による保護の決定及び実施にあたっては照会を受けた都度、徴収金の徴収に関する事務にあたっては月に1回。	
移転先6～10		
移転先6	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、医療保険部国民年金・福祉医療課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の27の項)及び第3項	
②移転先における用途	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)	
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	

移転先7	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の2の項)
②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先8	財政局税務部税制課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の8の項)
②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先9	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の19の項)	
②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの)	
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先10	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課	
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の31の項)	
②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの)	
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度	
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>1 福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置 セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。</p> <p>2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>4 サービス検索・電子申請機能における措置 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバーに保管する。 ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。</p> <p>5 申請管理システムにおける措置 ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>6 ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="328 1205 467 1346"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="467 1205 1530 1346"> <p>[20年以上]</p> <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1346 467 1453"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="467 1346 1530 1453"> <p>介護保険法第21条の損害賠償請求権は、被保険者が権利を行使することができることを知った時又は損害及び加害者を知った時から5年間、権利を行使することができる時から20年間のいずれか早い方の経過により完成するため。</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p>[20年以上]</p> <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>介護保険法第21条の損害賠償請求権は、被保険者が権利を行使することができることを知った時又は損害及び加害者を知った時から5年間、権利を行使することができる時から20年間のいずれか早い方の経過により完成するため。</p>
<p>期間</p>	<p>[20年以上]</p> <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>介護保険法第21条の損害賠償請求権は、被保険者が権利を行使することができることを知った時又は損害及び加害者を知った時から5年間、権利を行使することができる時から20年間のいずれか早い方の経過により完成するため。</p>				

<p>③消去方法</p>	<p>1 福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置 ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期をとって、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者が特定個人情報を消去することは無い。また、ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することは無い。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>4 サービス検索・電子申請機能における措置 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。</p> <p>5 申請管理システムにおける措置 ・申請管理システムのデータは事務手続きごとに定められた所定の保管期間を超過したデータを、バッチ処理によりデータベースから消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、保守委託事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>6 ガバメントクラウドにおける措置 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>
	<p>7. 備考</p>

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■介護保険情報ファイル

<基本項目>

・宛名コード
・通称名カナ
・郵便番号
・住民日届出日
・非住民日異動事由
・入国目的
・転入前住所
・住民税情報
・口座情報
・国民健康保険情報

・個人番号
・通称名
・住所
・住民日異動日
・届出日
・在留期間
・転入前住所方書
・医療保険情報
・老人保健情報
・後期高齢者情報

・世帯コード
・生年月日
・住所方書
・住民日異動事由
・異動日
・在留期間満了日
・転出先郵便番号
・老齢福祉年金情報
・生活保護情報

・氏名カナ
・性別
・住所コード
・非住民日届出日
・異動事由
・外国人住民となった日
・転出先住所
・送付先情報
・特記事項情報

・氏名
・続柄
・住民区分
・非住民日異動日
・国籍
・転入前郵便番号
・転出先住所方書
・連絡先情報
・送達記録情報

<1 資格関係情報>

・被保険者番号
・一号該当日
・境界層者情報

・資格異動日
・資格異動事由
・適用除外情報

・資格届出日
・被保険者区分
・負担割合情報

・資格取得日
・証発行情報

・資格喪失日
・施設入所情報

<2 賦課・収納関係情報>

(賦課関係情報)

・賦課年度
・所得段階

・徴収方法
・保険料額

・賦課期日
・減免情報

・賦課更正事由
・特徴年金情報

・賦課更正日
・特徴年金情報(介護)

(調定関係情報)

・調定年度
・徴収方法
・期別
・期別保険料額
・納期限

(収納関係情報)

・賦課年度
・保険料収納金額
・消込日
・分納情報

・調定年度
・延滞金額
・過誤納情報

・徴収方法
・督促手数料額
・還付充当情報

・期別
・収納日
・督促催告情報

・収納種別
・領収日
・滞納情報

<3 認定関係情報>

・申請日
・申請者氏名
・調査実施場所
・調査委託事業者
・かかりつけ医
・診断命令書発行日
・審査予定日
・サービス種類変更有無
・認定有効開始日
・処分延期決定日
・訪問調査特記事項

・申請受理日
・申請者住所
・調査票回収予定日
・訪問調査員
・意見書作成医
・意見書作成日
・二次審査日
・サービス種類
・認定取消日
・認定有効終了日
・処分延期通知書発行日
・主治医意見書情報

・申請区分
・申請者郵便番号
・調査委託日
・調査結果入手日
・意見書作成医医療機関
・意見書入手日
・審査会会場
・サービス種類限定有無
・サービス種類
・認定有効月数
・要介護認定理由
・サービス種類限定情報

・申請理由
・申請者電話番号
・訪問調査日
・調査票番号
・意見書作成依頼日
・合議体番号
・要介護認定認定理由
・転入者管理情報

・申請者関係
・訪問調査希望日時
・訪問調査開始時刻
・かかりつけ医医療機関
・意見書依頼書発行日
・一次判定日
・二次審査要介護区分
・要介護認定理由
・認定通知書通知日
・訪問調査情報

<4 給付関係情報>

(居宅サービス関係情報)

・申請受付日
・居宅介護支援事業者

・届出日
・申請代理人

・居宅有効開始日
・給付管理票情報

・居宅有効終了日
・居宅サービス届出番号

(国保連関係情報)

・受給者異動情報
・給付実績情報

・共同処理用受給者異動情報
・給付実績明細情報
・過誤申立情報
・再審査申立情報

(償還払関係情報)

・サービス提供年月
・申請者との関係
・申請者電話番号
・利用者負担額
・特定診療費情報
・事前相談情報

・申請書番号
・申請者事業者番号
・支払方法
・審査年月
・食事費用情報

・申請給付種類
・申請者氏名
・支払口座
・支給決定日
・福祉用具購入費情報

・申請日
・申請者郵便番号
・通知書送付先
・支払金額
・住宅改修費情報

・受付日
・申請者住所
・保険請求額
・緊急時施設療養情報
・居宅サービス計画費情報

(高額介護サービス関係情報)

・サービス提供年月
・申請者郵便番号
・通知書送付先
・高額支給額
・老福の有無

・申請日
・申請者住所
・サービス費用額
・勸奨通知書作成日

・申請者との関係
・申請者電話番号
・利用者負担額
・算定基準日

・申請者事業者
・支払方法
・算定基準額
・算定世帯コード

・申請者氏名
・支払口座
・支払済額
・所得区分

(減免関係情報)

- ・減額申請日
- ・申請者との関係
- ・申請者氏名
- ・申請者郵便番号
- ・申請者住所
- ・申請者電話番号
- ・減額認定日
- ・減額結果通知書送付先
- ・減額
- ・減額開始日
- ・減額終了日
- ・減額結果通知書作成日
- ・一割負担減免情報
- ・旧措置者減免情報
- ・社会福祉法人減免情報
- ・特定標準負担額減額情報
- ・訪問介護負担額減額情報
- ・特定入所者介護サービス情報

(給付制限関係情報)

- ・一時差止対象者情報
- ・控除適用情報
- ・支払方法変更情報(高額医療合算関係情報)
- ・高額合算申請情報
- ・高額合算支給決定情報
- ・高額合算自己負担額確認情報

<5 地域支援事業情報>

- ・予防事業対象者情報

<6 口座登録・連携ファイル関係情報>

- ・金融機関コード
- ・金融機関名(カナ)
- ・店番
- ・支店名(カナ)
- ・預貯金種目コード
- ・口座番号
- ・名義人氏名(カナ)
- ・記号
- ・番号

<7 申請管理システム関係>

(共通項目)

- ・署名データ
- ・署名用電子証明書
- ・電子署名検証結果データ(署名検証年月日、署名検証結果、利用者用証明書シリアル番号、署名用証明書の氏名、署名用証明書の生年月日、署名用証明書の住所、署名用証明書の性別)
- ・シリアル番号紐付ファイル(シリアル番号、宛名番号、削除フラグ、登録ユーザID、登録ユーザ名称、登録日時、更新ユーザID、更新ユーザ名称、更新日時、排他キー)
- ・点検完了資料情報ファイル(親フォルダID、フォルダID、資料ID、帳票グループID、帳票種別ID、イメージファイル名称、イメージファイルパス、予備項目文字列1、予備項目文字列2、予備項目文字列3、予備項目文字列4、予備項目文字列5、予備項目文字列6、予備項目文字列7、予備項目文字列8、予備項目文字列9、予備項目文字列10)
- ・申請内容ファイル(受付番号、カテゴリ名称、制度名称、制度バージョン、手続きコード、手続き名称、手続き名称通称、手続きバージョン、サービス提供者コード、サービス提供者名称、申請ステータスコード、申請ステータス名称、申請日時、添付ファイル数、添付ファイル種別名称、添付ファイル名称、電話番号(連絡先)、メールアドレス(連絡先)、氏名(漢字)、氏名(フリガナ)、生年月日、性別、郵便番号、現住所、申請者電話番号、FAX番号、国籍)

(申請手続固有項目)

「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目別紙」参照

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
介護保険情報ファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク							
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・届出書の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・マイナポータルのサービス検索機能において、申請の要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請データの確認や審査に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・申請データを業務システムに登録後、業務システムに登録された内容と申請データを照合し、申請データの内容が正しく反映されているかを確認する。 						
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者等の資格異動の届出の際には、資格管理に必要な情報のみを受理している。 ・他市区町村等から情報を受理する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・評価対象の事務の遂行に必要な情報以外は登録できないよう、システム上担保されている。 						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区介護保険主管課を明記して、当該住所宛てに転送するようにしている。 ・特定個人情報 that 記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照会後は、施錠可能な場所に保管する。 ・福祉総合情報システム(介護保険システム)のネットワークは、論理的に外部との通信が遮断された回線を利用しており、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等 that 起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	福祉総合情報システム(介護保険システム)での番号利用業務以外の業務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、本システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 <申請管理システムにおける措置> ・申請管理システムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。 ・利用する職員ごとに手続き単位で利用者制限を設定することで、アクセスできる情報を制限する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 <申請管理システムにおける措置> ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムにおけるアクセス権限の発行・失効を行う権限を所管課長に限定することで、不正なユーザーにアクセス権限が付与されることのないよう管理を行っている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	人事情報と突合することでアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>福祉総合情報システム(介護保険システム)では、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 <申請管理システムにおける措置> ・システムの操作ログを記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作ログにより適宜確認する。 ・バックアップされた操作ログについて、定められた期間、サーバ上に保管する。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・新任職員の研修等において、事務外利用の禁止について指導する。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前にの責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 <申請管理システムにおける措置> ・システムの操作ログを記録する。 ・事務外利用の禁止等についてルールを定め、システム利用職員に対し、ルールに従って業務を行うよう指導する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・システム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ・システム上、特定個人情報を扱うデータを含むファイルのダウンロードは禁止している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようにする。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	1 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 2 委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を事前に提出させる。 ・閲覧・更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧・更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システムの的に操作を制限する。 ・操作ログを記録し、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託先において、特定個人情報の利用履歴について、当該委託業務契約期間まで記録する。 <申請管理システムにおける措置> ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行うことも可能とする。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に提供する際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。また、必要に応じて本市職員が現地調査を行う。 ・情報の複写及び第三者への提供の禁止 ・業務委託期間終了までに本市に返却すること。 2 消去するデータで保管期限が経過したものについては、消去を実施した後、「入力保管台帳」及び「出力保管台帳」へ記録する。 <申請管理システムにおける措置> 3 返却の際、受渡票等の書類により行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない

	規定の内容	<p>業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		<p>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
具体的な方法		書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を行うこととしている。
その他の措置の内容		特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。
リスクへの対策は十分か		<p>[<input type="checkbox"/> 十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録		<p>[<input type="checkbox"/> 記録を残している]</p> <p><選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> ・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。
特定個人情報の提供・移転に関するルール		<p>[<input type="checkbox"/> 定めている]</p> <p><選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項及び第19条第11号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 ・同一機関内における移転の際は、提供先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを提供することとしている。 ・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		<p>[<input type="checkbox"/> 十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・業務所管課によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 ・操作ログを記録し、誰がいつどの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録管理している。 ・システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。
リスクへの対策は十分か		<p>[<input type="checkbox"/> 十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は、照会対象者に付番された個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されているため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置> ①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい、紛失するリスクを軽減している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(*)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><システム連携基盤における措置> ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されているため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(*)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><システム連携基盤における措置> システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供を実施するよう設計されているため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(*)による、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(*)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜システム連携基盤における措置＞
 ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑制している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
 ②システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手・提供を実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。
 ③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

＜中間サーバーの運用における措置＞
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

具体的な対策の内容

【福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置】

- ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。
- ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。
- ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。

【システム連携基盤における措置】

- ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。
- ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。
- ・監視設備として監視カメラ等を設置している。

【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】

中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】

- ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞
 - ・L2WAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。
 - ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。
- ＜申請管理システムにおける措置＞
 - ・申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。
 - ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。
 - ・監視設備として監視カメラ等を設置している。

【ガバメントクラウドにおける措置】

- ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
- ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

<p>⑥技術的対策</p> <p style="text-align: center;">具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>【福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ及びクライアントは、論理的に外部との通信が遮断された庁内回線のみで接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 <p>【システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している <p><申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請管理システムでは、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・申請管理システムでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離れた閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、福祉総合情報システム(介護保険システム)にも連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定め、保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、廃棄又は消去を実施する。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <ul style="list-style-type: none"> <サービス検索・電子申請機能における措置> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 <申請管理システムにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・保管期間を過ぎた申請データについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムのバッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認する。 <ガバメントクラウドにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p>・1年に1回、チェックシート等により自己点検を行うこととしている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p>【外部監査】</p> <p>・情報統括監理者(CIO)の責任において情報セキュリティ監査人(専門的技術を持った法人)に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を実施する。</p> <p>・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・川崎市情報セキュリティ基準等に基づき、情報セキュリティに関する教育を実施することとしている。</p> <p>・新任職員に対して、特定個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施することとする。</p> <p>・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ監理(入退室監理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	・健康福祉局長寿社会部介護保険課 住 所:〒210-8577 川崎区宮本町1 電話番号:044-200-2678 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎区宮本町1 電話番号:044-200-2108
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[無 料] <選択肢> (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	資格情報ファイル、ほか
公表場所	川崎市ホームページ (https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000152460.html)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康福祉局長寿社会部介護保険課 住 所:〒210-8577 川崎区宮本町1 電話番号:044-200-2678
②対応方法	—

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、川崎市ホームページ及び事務所管課において全項目評価書を公開し、ファクス、郵送、持参、専用フォームにて意見を受け付けた。
②実施日・期間	令和7年5月23日から6月23日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	評価書の反映事項はなし
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年7月7日
②方法	川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)において第三者点検を実施予定。
③結果	介護保険法による介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価に関し、提出を受けた特定個人情報保護評価書を適合性及び妥当性の観点から点検したところ、特定個人情報保護評価指針及び川崎市情報セキュリティ基準にのっとり、特定個人情報ファイルの適正な取扱い及び必要な保護措置がとられているものと考えます。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I 基本情報(5. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の68の項(主務省令事項を定める命令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号) ・番号法第9条第2項の条例	・番号法第9条第1項 別表第1の68の項(主務省令事項を定める命令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元)	評価実施機関内の他部署(財政局市民税管理課、市民・子ども局戸籍住民サービス課、健康福祉局保険年金課、長寿医療課、生活保護・自立支援室、障害計画課、障害福祉課)	評価実施機関内の他部署(財政局市民税管理課、市民文化局戸籍住民サービス課、健康福祉局保険年金課、長寿医療課、生活保護・自立支援室、障害計画課、障害福祉課)	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署)	健康福祉局長寿社会部介護保険課 各区保健福祉センター高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション	健康福祉局長寿社会部介護保険課 各区区民サービス部保険年金課、区民課及び各支所区民センター 各区保健福祉センター高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①～⑨)	川崎市福祉事業(介護保険、生活保護)の帳票印刷・封入封緘外部委託 (①～⑨省略)	(削除)	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供・移転の有無)	提供を行っている(22)件 移転を行っている(6)件	提供を行っている(22)件 移転を行っている(10)件	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先2)	市民・子ども局区政推進部戸籍・住民サービス課	市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先3 ②移転先における用途)	番号法別表第2 42の項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	・番号法別表第2 42の項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先3 ③移転する情報)	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険賦課(特別徴収)情報)	・介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険賦課(特別徴収)情報) ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先4 ②移転先における用途)	番号法別表第2 80の項に規定される事務(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	・番号法別表第2 80の項に規定される事務(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先4 ③移転する情報)	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険料賦課(特別徴収)情報、介護保険資格情報)	・介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険料賦課(特別徴収)情報、介護保険資格情報) ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 移転先5 ②移転先における用途)	番号法別表第2 26の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第2 26の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ②移転先における用途)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	・番号法別表第2 108の項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ③移転する情報)	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険給付情報、介護保険認定情報)	・介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険給付情報、介護保険認定情報) ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1、3～6 ①法令上の根拠)	番号法第9条第2項(条例による利用)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ①～⑦)	(新規)	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 ②移転先における用途 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの) ③移転する情報 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ①～⑦)	(新規)	財政局税務部税制課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 ②移転先における用途 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの) ③移転する情報 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ①～⑦)	(新規)	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 ②移転先における用途 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの) ③移転する情報 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ①～⑦)	(新規)	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 ②移転先における用途 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの) ③移転する情報 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅲリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	(省略)	(別紙(個人情報に関する重大事故について)に事業4及び事業5を追加)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅳその他のリスク対策(1. 監査 ②監査 具体的な内容)	【内部監査】 ・総務局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(CIO)の責任において定期的に監査を実施する。 (以下省略)	【内部監査】 ・総務企画局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(CIO)の責任において定期的に監査を実施する。 (以下省略)	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	Ⅴ開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先)	(省略) ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	(省略) ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)		重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅴ開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所)	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/160/page/0000047748.html)	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000047748.html)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I 基本情報(6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	<p>【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第293の項(主務省令事項を定める命令第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号)、94の項(主務省令事項を定める命令第47条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号)</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第21の項、2の項(主務省令事項を定める命令第2条第1号及び第5号)、3の項(主務省令事項を定める命令第3条第1号及び第5号)、4の項、6の項(主務省令事項を定める命令第6条第1号及び第4号)、26の項(主務省令事項を定める命令第19条第1号)、30の項、33の項、39の項、42の項(主務省令事項を定める命令第25条第3号)、46の項、56の2の項(主務省令事項を定める命令第30条)、58の項、61の項(主務省令事項を定める命令第32条第1号、第2号及び第3号)、62の項(主務省令事項を定める命令第33条)、80の項(主務省令事項を定める命令第43条第3号)、83の項、87の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号)、90の項、94の項(主務省令事項を定める命令第47条第6号、第8号及び第9号)、95の項、117の項</p>	I 基本情報(6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)の欄に記載のとおり	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成29年7月31日	I 基本情報(7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	本間 良之	田村 慎一郎	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無)	<input type="checkbox"/> 提供を行っている(22)件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている(10)件	<input type="checkbox"/> 提供を行っている(33)件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている(10)件	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先23)	(新規)	<p>全国健康保険協会</p> <p>①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第5項</p> <p>②提供先における用途 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③提供する情報 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ</p> <p>⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦時期・頻度 照会を受けた都度</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先24)	(新規)	<p>都道府県知事</p> <p>①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第8項</p> <p>②提供先における用途 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③提供する情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ</p> <p>⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦時期・頻度 照会を受けた都度</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先25)	(新規)	市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第11項 ②提供先における用途 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先26)	(新規)	市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第17項 ②提供先における用途 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先27)	(新規)	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第22項 ②提供先における用途 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先28)	(新規)	市町村長又は国民健康保険組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第43項 ②提供先における用途 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先29)	(新規)	後期高齢者医療広域連合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第81項 ②提供先における用途 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先30)	(新規)	都道府県知事又は保健所を設置する市の長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第97項 ②提供先における用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先31)	(新規)	都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第108項 ②提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先32)	(新規)	都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第109項 ②提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先33)	(新規)	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第120項 ②提供先における用途 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3)	介護給付費審査支払委託 ①委託内容 介護給付費等の審査及び支払等に関する業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの一部 (対象となる本人の数) 10万人以上100万人未満 (対象となる本人の範囲) 特定個人情報ファイルのうち、介護給付を受けた被保険者 (その妥当性) 国保連は、介護保険法第176条において介護給付費等の請求に関する審査及び支払業務を行うと規定されていることから。 ③委託先における取扱者数 10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 専用線 ⑤委託先名の確認方法 事務担当課への問い合わせによる。	介護保険保険者事務共同処理業務委託 ①委託内容 介護給付の審査・支払に付随する業務として、保険者の行う介護保険の事務処理のうち、共通する事務を共同処理し、介護保険業務の効率的な運営と精度の向上を図るため、神奈川県国民健康保険団体連合会が行う電子計算機による共同処理業務を委託する。そのうち、給付系保険者事務共同作業として、高額医療合算介護(予防)サービス費支給処理の事務に個人番号を利用し、介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの一部 (対象となる本人の数) 1万人以上10万人未満 (対象となる本人の範囲) 特定個人情報ファイルのうち、介護給付を受けた被保険者 (その妥当性) 国保連は、介護保険法第176条において介護給付費等の請求に関する審査及び支払業務を行うと規定されていることから。 ③委託先における取扱者数 10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 専用線 ⑤委託先名の確認方法 事務担当課への問い合わせによる。	事前	
平成29年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3)	⑥委託先名 神奈川県国民健康保険団体連合会 ⑦再委託の有無 再委託する ⑧再委託の許諾方法 委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ⑨再委託事項 給付系保険者事務共同処理(償還払給付額管理のための処理/主治医意見書料支払のための処理他)、介護給付適正化事業における情報提供(介護給付費通知書作成のための処理/ケアプラン分析ファイル作成処理他)、介護給付適正化事業における保険者支援(医療給付情報突合リストにおける処理/過誤申立書情報における処理他)	⑥委託先名 神奈川県国民健康保険団体連合会 ⑦再委託の有無 再委託する ⑧再委託の許諾方法 委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ⑨再委託事項 給付系保険者事務共同処理(償還払給付額管理のための処理/主治医意見書料支払のための処理他)、介護給付適正化事業における情報提供(介護給付費通知書作成のための処理/ケアプラン分析ファイル作成処理他)、介護給付適正化事業における保険者支援(医療給付情報突合リストにおける処理/過誤申立書情報における処理他)	事前	
令和2年3月30日	I 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4①~③)	(新規)	①サービス検索・電子申請機能 ②・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをマイナポータルからオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民がマイナポータルからオンラインで申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 ③(他システムとの接続なし)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	I 基本情報(6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠)	令事項を定める命令第15条第3号)、26の項(主務省令事項を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、30の項、33の項(主務省令事項を定める命令第22条の2第1号、第2号及び第6号)、39の項(主務省令事項を定める命令第24条の2第1号、第3号及び第7号)、42の項(主務省令事項を定める命令第25条第3号)、43の項(主務省令事項を定める命令第25条の2第7号)、46の項、56の2の項(主務省令事項を定める命令第30条第9号)、58の項(主務省令事項を定める命令第31条の2第2号、第4号及び第8号)、61の項(主務省令事項を定める命令第32条第1号、第2号及び第3号)、62の項(主務省令事項を定める命令第33条第5号)、80の項(主務省令事項を定める命令第43条第3号)、81の項(主務省令事項を定める命令第43条の2第8号)、83の項、87の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、90の項、94の項(主務省令事項を定める命令第47条第1号)、95の項、97の項(主務省令事項を定める命令第49条第2号)、106の項(主務省令事項を定める命令第53条第1号、第2号及び第5号)、108の項(主務省令事項を定める命令第55条第1号、第2号、第8号及び第9号)、109の項(主務省令事項を定める命令第55条の2第1号及び第2号)、117の項、120の項(主務省令事項を定める命令第59条の3第3号)	【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2 1の項、2の項(主務省令事項を定める命令第2条第1号、第2号、第3号、第7号及び第8号)、3の項(主務省令事項を定める命令第3条第3号、第4号及び第9号)、4の項、5の項(主務省令事項を定める命令第5条第2号)、6の項(主務省令事項を定める命令第6条第1号及び第5号)、8の項(主務省令事項を定める命令第7条第3号)、10の項(主務省令事項を定める命令第10条第3号)、17の項(主務省令事項を定める命令第12条の3第3号)、22の項(主務省令事項を定める命令第15条第3号)、26の項(主務省令事項を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、30の項、33の項(主務省令事項を定める命令第22条の2第1号、第2号及び第6号)、39の項(主務省令事項を定める命令第24条の2第1号、第3号及び第7号)、42の項(主務省令事項を定める命令第25条第3号)、43の項(主務省令事項を定める命令第25条の2第7号)、46の項、56の2の項(主務省令事項を定める命令第30条第9号)、58の項(主務省令事項を定める命令第31条の2第2号、第4号及び第8号)、61の項(主務省令事項を定める命令第32条第1号、第2号及び第3号)、62の項(主務省令事項を定める命令第33条第5号)、80の項(主務省令事項を定める命令第43条第3号)、81の項(主務省令事項を定める命令第43条の2第8号)、83の項、87の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、90の項、94の項(主務省令事項を定める命令第47条第1号)、95の項、97の項(主務省令事項を定める命令第49条第2号)、106の項(主務省令事項を定める命令第53条第1号、第2号及び第5号)、108の項(主務省令事項を定める命令第55条第1号、第2号、第8号及び第9号)、109の項(主務省令事項を定める命令第55条の2第1号及び第2号)、117の項、120の項(主務省令事項を定める命令第59条の3第3号)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	V 開示請求、問合せ(④個人情報ファイル簿の公表 公表場所)	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/160/page/0000047748.html)	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000047748.html)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法)	[] その他()	[O] その他(サービス検索・電子申請機能)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署)	健康福祉局長寿社会部介護保険課 各区区民サービス部保険年金課、区民課及び各支所区民センター 各区保健福祉センター高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション	健康福祉局長寿社会部介護保険課 各区区民サービス部保険年金課、区民課及び各支所区民センター 各区地域みまもり支援センター高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容)	維持管理業務、アプリケーション保守業務、ソフトウェア保守業務	維持管理業務、アプリケーション保守業務、ソフトウェア保守業務、制度改正に伴うプログラム改修、機器更新に伴うデータ移行等	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①～⑨)	(新規)	福祉総合情報システム統合運用保守管理支援業務 ①福祉総合情報システムの安定運用に向けた日常運用支援、年間イベント対応支援、制度改正等による追加改修対応支援、運用改善支援、長期テーマ対応支援業務 ②特定個人情報ファイルの全体 ・10万人以上100万人未満 ・特定個人情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員 ・福祉総合情報システム(介護システム)の安定的な稼働のための専門的な知識と技術を有し、かつ開発時からの開発工程管理支援者であるため。 ③10人未満 ④運用・保守専用のシステム環境 ⑤事務担当課への問い合わせによる。 ⑥株式会社 野村総合研究所 ⑦再委託する ⑧委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する ⑨現在の委託先においては、再委託を行っていない。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3④①～⑦)	(新規)	独立行政法人日本学生支援機構 ①番号法第19条第7号 別表第2の106の項 ②独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③医療保険法等他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④1万人以上10万人未満 ⑤特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の10の項)及び第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ①法令上の根拠)	健康福祉局地域福祉部長寿医療課 ①川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 ①川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の23の項)及び第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の7の項、36の項)及び第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6 ①法令上の根拠)	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、障害福祉課 ①川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、障害福祉課、医療保険部長寿・福祉医療課 ①川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の27の項)及び第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の2の項)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先8 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の8の項)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先9 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の19の項)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先10 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の31の項)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所)	1 新福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置 セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。 2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	1 新福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置 セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。 2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 4 サービス検索・電子申請機能における措置 LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバに保管する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法)	1 新福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置 ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期をとって、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者が特定個人情報を消去することは無い。また、ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することは無い。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	1 新福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置 ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期をとって、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者が特定個人情報を消去することは無い。また、ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することは無い。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 4 サービス検索・電子申請機能における措置 LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、速やかに完全消去する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) 必要情報以外の情報の入手を防止するための措置の内容)	・届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・届出書の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。	・届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・届出書の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 マイナポータルのサービス検索機能において、申請の要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) 必要情報以外を入手することを防止するための措置の内容)	・被保険者等の資格異動の届出の際には、資格管理に必要な情報のみを受理している。 ・他市町村等から情報を受理する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。	・被保険者等の資格異動の届出の際には、資格管理に必要な情報のみを受理している。 ・他市町村等から情報を受理する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスクに対する措置の内容)	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものが明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) 入手の際の本人確認の措置の内容)	・個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。	・個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) 特定個人情報の正確性確保の措置の内容)	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスクに対する措置の内容)	・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区・各地区介護保険主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報が記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・新福祉総合情報システム(介護保険システム)のネットワークは、論理的に外部との通信が遮断された回線を利用しており、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。	・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区・各地区介護保険主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報が記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・新福祉総合情報システム(介護保険システム)のネットワークは、論理的に外部との通信が遮断された回線を利用しており、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起これないようになっている。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 特定個人情報の使用 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法)	システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。	システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 特定個人情報の使用 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法)	システムにおけるアクセス権限の発行・失効を行う権限を所管課長に限定することで、不正なユーザーにアクセス権限が付与されることのないよう管理を行っている。	システムにおけるアクセス権限の発行・失効を行う権限を所管課長に限定することで、不正なユーザーにアクセス権限が付与されることのないよう管理を行っている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ①発効の管理 アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 特定個人情報の使用 アクセス権限の管理 具体的な管理方法)	人事情報と突合することでアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。	人事情報と突合することでアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法)	新福祉総合情報システム(介護保険システム)では、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。	新福祉総合情報システム(介護保険システム)では、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容)	・操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・新任職員の研修等において、事務外利用の禁止について指導する。	・操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・新任職員の研修等において、事務外利用の禁止について指導する。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前の責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容)	・システム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ・システム上、特定個人情報を扱うデータを含むファイルのダウンロードは禁止している。	・システム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ・システム上、特定個人情報を扱うデータを含むファイルのダウンロードは禁止している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようにする。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前の責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容)	<p>【新福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 <p>【システム連携基盤における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <p>中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>【新福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 <p>【システム連携基盤における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <p>中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容)	<p>【新福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> サーバ及びクライアントは、論理的に外部との通信が遮断された庁内回線のみ接続することで、情報漏洩対策を行っている。 不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。 不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 <p>【システム連携基盤における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	<p>【新福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> サーバ及びクライアントは、論理的に外部との通信が遮断された庁内回線のみ接続することで、情報漏洩対策を行っている。 不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。 不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 <p>【システム連携基盤における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク2: 特定情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容)	<ul style="list-style-type: none"> 本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、新福祉総合情報システム(介護保険システム)にも連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、新福祉総合情報システム(介護保険システム)にも連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 <p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容)	・データ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定め、保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、廃棄又は消去を実施する。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	・データ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定め、保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、廃棄又は消去を実施する。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅰ 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能)	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをマイナポータルからオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民がマイナポータルからオンラインで申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	・【住民向け機能】自らが受けることできるサービスをオンライン検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅰ 基本情報(5. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の68の項(主務省令事項を定める命令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の68の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲)	特定個人情報ファイルのうち、第1号被保険者及び認定を受けた第2号被保険者とその世帯員	特定個人情報ファイルのうち、第1号被保険者及び世帯員並びに認定を受けた第2号被保険者及び世帯員	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名)	富士通 株式会社 川崎支店	富士通Japan株式会社 川崎支店	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名)	富士通 株式会社 川崎支店	富士通Japan株式会社 川崎支店	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第1項	番号法第19条第8号 別表第2 第1項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1③提供する情報)	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第2項	番号法第19条第8号 別表第2 第2項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第3項	番号法第19条第8号 別表第2 第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第4項	番号法第19条第8号 別表第2 第4項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第6項	番号法第19条第8号 別表第2 第6項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第26項	番号法第19条第8号 別表第2 第26項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第30項	番号法第19条第8号 別表第2 第30項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先8①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第33項	番号法第19条第8号 別表第2 第33項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先9①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第39項	番号法第19条第8号 別表第2 第39項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先10①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第42項	番号法第19条第8号 別表第2 第42項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第46項	番号法第19条第8号 別表第2 第46項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第56項の2	番号法第19条第8号 別表第2 第56項の2	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12②提供先における用途)	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第58項	番号法第19条第8号 別表第2 第58項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第61項	番号法第19条第8号 別表第2 第61項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先15①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第62項	番号法第19条第8号 別表第2 第62項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先16①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第80項	番号法第19条第8号 別表第2 第80項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先17①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第83項	番号法第19条第8号 別表第2 第83項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第87項	番号法第19条第8号 別表第2 第87項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先19①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第90項	番号法第19条第8号 別表第2 第90項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4)	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6)	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、障害福祉課、医療保険部長寿・福祉医療課	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、医療保険部国民年金・福祉医療課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7)	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去②保管期間 期間)	10年以上20年未満	20年以上	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去②保管期間 その妥当性)	介護保険法施行令第33条(保険料徴収権消滅期間の算定方法)より、介護保険料徴収の算定対象期間が最大10年前の属する年度とされているため。	介護保険法第21条の損害賠償請求権は、被保険者が権利を行使することができることを知った時又は損害及び加害者を知った時から5年間、権利を行使することができる時から20年間のいずれか早い方の経過により完成するため。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅲ リスク対策(5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法)	・番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。(略)	・番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。(略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅲ リスク対策(6. 情報提供ネットワークシステムとの接続) スク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ②(*2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ②(*2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目)	[] その他 ()	[○] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和5年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元)	[○] 行政機関・独立行政法人等 (国保連合会)	[○] 行政機関・独立行政法人等 (国保連合会、デジタル庁)	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和5年3月27日	Ⅰ 基本情報(2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続)	他のシステムとの接続なし	申請管理システム	事前	
令和5年3月27日	Ⅰ 基本情報(2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム5)	(新規)	システム5 ①システムの名称 申請管理システム ②システムの機能 1 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 2 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 3 シリアル番号による申請者特定 申請ZIPの電子署名検証結果データにあるシリアル番号を基にシステム連携基盤から宛名番号を取得し、データベース等に格納する機能 4 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認と審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 5 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能 ③他のシステムとの接続 [○]その他 (システム連携基盤)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月27日	I 基本情報 (別添1)事務内容	(省略)	「新福祉総合情報システム(介護保険システム)」下に「サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)」から「申請管理システム」を経由し「新福祉総合情報システム(介護保険システム)」に対して「各種申請・届出情報」を連携する図を追記。	事前	
令和5年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(2.基本情報 ④記録される項目 主な記録項目)	[O] その他(口座登録・連携ファイル関係情報)	[O] その他(口座登録・連携ファイル関係情報、電子証明書利用者証明用のシリアル番号)	事前	重要な変更該当する項目の変更(個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和5年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性)	右記を追記	【電子証明書利用者証明用のシリアル番号】 ・申請者の本人確認のために保有する。	事前	
令和5年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要((別添2)特定個人情報ファイル記録項目)	右記を追記	<6 口座登録・連携ファイル関係情報> ・金融機関コード・金融機関名(カナ)・店番・支店名(カナ)・預貯金種目コード・口座番号・名義人氏名(カナ)・記号・番号 <7 申請管理システム関係> (共通項目) ・署名データ ・署名用電子証明書 ・電子署名検証結果データ(署名検証年月日、署名検証結果、利用者用証明書シリアル番号、署名用証明書の氏名、署名用証明書の生年月日、署名用証明書の住所、署名用証明書の性別) ・シリアル番号紐付ファイル(シリアル番号、宛名番号、削除フラグ、登録ユーザID、登録ユーザ名称、登録日時、更新ユーザID、更新ユーザ名称、更新日時、排他キー) ・点検完了資料情報ファイル(親フォルダID、フォルダID、資料ID、帳票グループID、帳票種別ID、イメージファイル名称、イメージファイルパス、予備項目文字列1、予備項目文字列2、予備項目文字列3、予備項目文字列4、予備項目文字列5、予備項目文字列6、予備項目文字列7、予備項目文字列8、予備項目文字列9、予備項目文字列10) ・申請内容ファイル(受付番号、カテゴリ名称、制度名称、制度バージョン、手続きコード、手続き名称、手続き名称通称、手続きバージョン、サービス提供者コード、サービス提供者名称、申請ステータスコード、申請ステータス名称、申請日時、添付ファイル数、添付ファイル種別名称、添付ファイル名称、電話番号(連絡先)、メールアドレス(連絡先)、氏名(漢字)、氏名(フリガナ)、生年月日、性別、郵便番号、現住所、申請者電話番号、FAX番号、国籍 (申請手続固有項目) 「(別添1)特定個人情報ファイル記録項目別紙」参照		
令和5年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要((別添2)特定個人情報ファイル記録項目)	別紙として右記の一覧を追加	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目別紙		
令和5年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無)	(4)件	(5)件	事前	
令和5年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲)	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事前	
令和5年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲)	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5)	(新規)	委託事項5 申請管理システム運用保守業務委託 ①委託内容 ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、ファイアウォール等のログ監視・解析、トラブル対応等 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。 その妥当性 申請管理システムの安定的な稼働のための専門的な知識及び技術を有し、かつ開発元でもあるため。 ③委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [○]その他(セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバからの直接操作にて取扱いを行う。) ⑤委託先名の確認方法 川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能 ⑥委託先名 株式会社 日立製作所 ⑦再委託の有無 [再委託する] ⑧再委託の許諾方法 委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面によ	事前	
令和5年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所)	(省略) 4 サービス検索・電子申請機能における措置 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバに保管する。	(省略) 4 サービス検索・電子申請機能における措置 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバに保管する。 5 申請管理システムにおける措置 ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。	事前	
令和5年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法)	(省略) 4 サービス検索・電子申請機能における措置 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、速やかに完全消去する。	(省略) 4 サービス検索・電子申請機能における措置 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、速やかに完全消去する。 5 申請管理システムにおける措置 ・申請管理システムのデータは事務手続きごとに定められた所定の保管期間を超過したデータを、バッチ処理によりデータベースから消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、保守委託事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	
令和5年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容)	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 マイナポータルのサービス検索機能において、申請の要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・マイナポータルのサービス検索機能において、申請の要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。 <申請管理システムにおける措置> ・申請データの確認や審査に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・申請データを業務システムに登録後、業務システムに登録された内容と申請データを照合し、申請データの内容が正しく反映されているかを確認する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容)	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・評価対象の事務の遂行に必要な情報以外は登録できないよう、システム上担保されている。	事前	
令和5年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。	事前	
令和5年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容)	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。		
令和5年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容)	右記を追記	＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請管理システムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。 ・利用する職員ごとに手続き単位で利用者制限を設定することで、アクセスできる情報を制限する。	事前	
令和5年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法)	システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能＞ ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。	システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能＞ ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法)	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・システムの操作ログを記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作ログにより適宜確認する。 ・バックアップされた操作ログについて、定められた期間、サーバ上に保管する。	事前	
令和5年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容)	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前にの責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前にの責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・システムの操作ログを記録する。 ・事務外利用の禁止等についてルールを定め、システム利用職員に対し、ルールに従って業務を行うよう指導する。	事前	
令和5年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法)	右記を追記	＜申請管理システムにおける措置＞ ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	事前	
令和5年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法)	右記を追記	＜申請管理システムにおける措置＞ 3 返却の際、受渡票等の書類により行う。	事前	
令和5年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容)	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。	事前	
令和5年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容)	(省略) 【システム連携基盤における措置】 (省略)	(省略) 【システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置】 (省略)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容)	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請管理システムでは、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・申請管理システムでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。	事前	
令和5年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容)	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	(省略) 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・保管期間を過ぎた申請データについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムのバッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認する。	事前	
令和6年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4)	①～⑥	(削除)	事後	
令和6年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故を発生したか。)	発生あり その内容 別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照 再発防止策の内容 別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	発生なし	事後	
令和6年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故を発生したか。) その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	-	事後	
令和6年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故を発生したか。) 再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	-	事後	
令和6年3月26日	Ⅴ 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先)	・健康福祉局長寿社会部介護保険課 住所: 〒212-0013 幸区堀川町580番地(ソリッドスクエア西館10階) 電話番号: 044-200-2678 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所: 〒210-8577 川崎区宮本町1 電話番号: 044-200-2108	・健康福祉局長寿社会部介護保険課 住所: 〒210-8577 川崎区宮本町1 電話番号: 044-200-2678 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所: 〒210-8577 川崎区宮本町1 電話番号: 044-200-2108	事後	
令和6年3月26日	Ⅴ 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表)	川崎市ホームページ (https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000047748.html)	川崎市ホームページ (https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000152460.html)	事後	
令和6年3月26日	Ⅵ 評価実施手続(1. 基礎項目評価 ①実施日)	2020/3/30	2023/3/27	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	VI 評価実施手続(2. 国民・住民等からの意見聴取 ②実施日・期間)	令和2年1月8日から2月7日までの30日間	令和5年1月17日から令和5年2月16日までの30日間	事後	
令和6年3月26日	VI 評価実施手続(3. 第三者点検 ①実施日)	2020/2/25	2023/2/20	事後	
令和6年3月26日	VI 評価実施手続(3. 第三者点検 ③結果)	「重大事故発生に伴うしきい値判断見直しに関する特定個人情報保護評価に関し、提出を受けた特定個人情報保護評価書を適合性及び妥当性の観点から点検したところ、特定個人情報保護評価指針及び川崎市情報セキュリティ基準ののっとり、特定個人情報ファイルの適正な取扱い及び必要な保護措置が取られているものと考えます。」	「介護保険法による介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価に関し、提出を受けた特定個人情報保護評価書を適合性及び妥当性の観点から点検したところ、特定個人情報保護評価指針及び川崎市情報セキュリティ基準ののっとり、特定個人情報ファイルの適正な取扱い及び必要な保護措置がとられているものと考えます。」	事後	
令和7年3月27日	I 基本情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(省略) 介護保険の事務では、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び収納、要介護・要支援認定及び保険給付等の事務を行うが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)においては、番号法第9条第1項 別表第1の68の項(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 (省略)	(省略) 介護保険の事務では、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び収納、要介護・要支援認定及び保険給付等の事務を行うが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)においては、番号法第9条第1項 別表の100の項(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 (省略)	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	I 基本情報5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の68の項(主務省令事項を定める命令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号) (省略)	・番号法第9条第1項 別表の100の項 (省略)	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	I 基本情報6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2 93の項、94の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、120の項	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131の項、132の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項、3の項、7の項、11の項、15の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、141の項、144の項、145の項、158の項、161の項	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	・番号法においては、番号法第9条第1項 別表第1の68の項の規定により、被保険者の個人情報個人番号と紐付けて管理する必要があるため。 (省略)	・番号法においては、番号法第9条第1項 別表の100の項の規定により、被保険者の個人情報個人番号と紐付けて管理する必要があるため。 (省略)	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用⑥使用目的	番号法第9条第1項 別表第1 第68項の規定に定められた「被保険者資格情報の管理」「介護保険料の賦課・収納」「要介護度の認定」「保険給付」「地域支援事業の実施」等の業務を行うため。	番号法第9条第1項 別表の100の項の規定に定められた「被保険者資格情報の管理」「介護保険料の賦課・収納」「要介護度の認定」「保険給付」「地域支援事業の実施」等の業務を行うため。	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	【○】提供を行っている(33)件 【○】移転を行っている(10)件	【○】提供を行っている(27)件 【○】移転を行っている(10)件	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1～20	(省略)	削除	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1～27	(新規)	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1～27を参照	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第1第16項に定める事務(地方税賦課事務)	番号法第9条第1項別表の24の項に定める事務(地方税賦課事務)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3②移転先における用途	・番号法別表第2 42の項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) (省略)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4②移転先における用途	・番号法別表第2 80の項に規定される事務(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) (省略)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項に規定される事務(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5②移転先における用途	番号法別表第2 26の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6②移転先における用途	・番号法別表第2 108の項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事業1 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 川崎支店	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事業2 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 川崎支店	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	右記を追記	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	右記を追記	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 (省略)	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。 (省略)	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。(省略)</p>	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手を実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。(省略)</p>	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①システム連携基盤は、照会対象者に付番された個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入力した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。(省略)</p>	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①システム連携基盤は、照会対象者に付番された個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入力した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されているため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。(省略)</p>	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい、紛失するリスクを軽減している。</p> <p>②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。(省略)</p>	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい、紛失するリスクを軽減している。</p> <p>②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。(省略)</p>	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。(省略)</p>	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。(省略)</p>	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。(省略)</p>	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されているため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。(省略)</p>	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7. 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置> システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(*)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。(省略)</p>	<p><システム連携基盤における措置> システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供を実施するよう設計されているため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(*)による、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。(省略)</p>	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7. 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑制する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>②システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。(省略)</p>	<p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑制している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>②システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手・提供を実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。(省略)</p>	事後	形式的な変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅳその他のリスク対策1. 監査②監査 具体的な内容	<p>【内部監査】 ・総務企画局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(CIO)の責任において定期的に監査を実施する。 ・監査の結果については、事務を所管する局長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。</p>	削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅳその他のリスク対策2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	右記を追記	・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月27日	Ⅴ開示請求、問合せ1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求②請求方法	川崎市個人情報保護条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
	入力行上限の都合により、移行【別紙】(別添3)変更箇所へ記載				

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 検索機能 個人番号、被保険者番号、生年月日、住所等により検索する機能 2 表示機能 被保険者資格管理等に用いる画面に個人番号を表示する機能 3 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、市町村長から、地方税関係情報、生活保護情報、住民票関係情報又は介護保険資格、保険料、認定、給付等関係情報を取得し、表示する機能 4 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、介護保険資格、保険料、認定、給付等関係情報を提供する機能 5 国保連合会への情報提供機能 被保険者の異動、要介護認定情報、給付に関わる情報を受給者異動連絡票情報として抽出し、国保連合会へ送付する機能 6 職員認証・権限管理機能 福祉総合情報システム(介護保険システム)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(個人番号)へのアクセス制御を行う機能。 ・アクセスログ取得機能等 	<ol style="list-style-type: none"> 1 検索機能 個人番号、被保険者番号、生年月日、住所等により検索する機能 2 表示機能 被保険者資格管理等に用いる画面に個人番号を表示する機能 3 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、市区町村長から、地方税関係情報、生活保護情報、住民票関係情報又は介護保険資格、保険料、認定、給付等関係情報を取得し、表示する機能 4 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、介護保険資格、保険料、認定、給付等関係情報を提供する機能 5 国保連合会への情報提供機能 被保険者の異動、要介護認定情報、給付に関わる情報を受給者異動連絡票情報として抽出し、国保連合会へ送付する機能 6 職員認証・権限管理機能 福祉総合情報システム(介護保険システム)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(個人番号)へのアクセス制御を行う機能。 ・アクセスログ取得機能等 	事後	重要な変更に関する該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバから返却された処理番号は住民GWへ送信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 4 情報照会機能 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 5 既存システム連携機能 各業務システム及び中間サーバと接続し、システム間での情報連携を行う。 6 職員認証・権限管理機能 システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバから返却された処理番号は住民認証システムへ送信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している番号法第19条第8号に基づき主務省令第2条の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 4 情報照会機能 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 5 既存システム連携機能 各業務システム及び中間サーバと接続し、システム間での情報連携を行う。 6 職員認証・権限管理機能 システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 	事前	
令和7年7月31日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム⑤システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 2 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 3 シリアル番号による申請者特定 申請ZIPの電子署名検証結果データにあるシリアル番号を基にシステム連携基盤から宛名番号を取得し、データベース等に格納する機能 4 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認と審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 5 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能 	<ol style="list-style-type: none"> 1 番号紐付け情報の最新化 住居システムから番号紐付け情報の差分データを受領し、申請管理システムが持つ番号紐付け情報を更新する機能 2 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 3 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 4 シリアル番号による申請者特定 申請管理システムで保持している番号紐付け情報をもとに、電子署名検証結果データにあるシリアル番号を宛名番号へ変換する機能 5 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認と審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 6 申請処理状況データ連携 申請システムを変更した際に、ダウンロード機能へ変更した申請ステータスおよび自治体コードを、申請処理状況データと連携を行う機能 7 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能 	事前	
令和7年7月31日	I 基本情報4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由①事務実施上の必要性	<ol style="list-style-type: none"> 1 資格関係情報 被保険者の資格情報を正確に取得する等により資格事務を適正に行うため、資格関係情報を利用する必要がある。 2 賦課・収納関係情報 被保険者等の所得情報を正確に取得する等により賦課徴収事務を適正に行うため、賦課・収納関係情報を利用する必要がある。 3 認定関係情報 他市町村からの転入者の場合、転入前の認定情報を継続させるため、転入前に居住していた市町村から当該転入者の受給資格証明書情報等を入力し、認定関係情報として記録し、利用する必要がある。 4 給付関係情報 給付情報を正確に取得する等により給付事務を適正に行うため、給付関係情報を利用する必要がある。 5 地域支援事業関係情報 	<ol style="list-style-type: none"> 1 資格関係情報 被保険者の資格情報を正確に取得する等により資格事務を適正に行うため、資格関係情報を利用する必要がある。 2 賦課・収納関係情報 被保険者等の所得情報を正確に取得する等により賦課徴収事務を適正に行うため、賦課・収納関係情報を利用する必要がある。 3 認定関係情報 他市町村からの転入者の場合、転入前の認定情報を継続させるため、転入前に居住していた市町村から当該転入者の受給資格証明書情報等を入力し、認定関係情報として記録し、利用する必要がある。 4 給付関係情報 給付情報を正確に取得する等により給付事務を適正に行うため、給付関係情報を利用する必要がある。 5 地域支援事業関係情報 	事後	重要な変更に関する該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村からの転入者の被保険者情報について、番号法に基づき他市町村から情報提供を受けられるようになることで、より迅速かつ正確に被保険者等の所得情報を実現できる。 ・他市町村からの転入者の所得情報について番号法に基づき他市町村から情報提供を受けられるようになることで、これまで文書による照会や添付書類により行っていた事務の効率化及び適正化が図られる。 ・他市町村からの転入者の場合、番号法に基づき他市町村から当該転入者の受給資格証明書情報等を迅速かつ正確に入手し把握することで、認定者の利便性の向上につながる。 ・他市町村からの転入者の給付情報について、番号法に基づき他市町村から情報提供を受けられるようになることで、転入前に居住していた他市町村と本市との間で給付調整がスムーズに行われ、給付適正化が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村からの転入者の被保険者情報について、番号法に基づき他市町村から情報提供を受けられるようになることで、より迅速かつ正確に被保険者等の所得情報が実現できる。 ・他市町村からの転入者の所得情報について番号法に基づき他市町村から情報提供を受けられるようになることで、これまで文書による照会や添付書類により行っていた事務の効率化及び適正化が図られる。 ・他市町村からの転入者の場合、番号法に基づき他市町村から当該転入者の受給資格証明書情報等を迅速かつ正確に入手し把握することで、認定者の利便性の向上につながる。 ・他市町村からの転入者の給付情報について、番号法に基づき他市町村から情報提供を受けられるようになることで、転入前に居住していた他市町村と本市との間で給付調整がスムーズに行われ、給付適正化が図られる。 	事後	重要な変更に関する該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
—	II 特定個人情報ファイルの概要2. 基本情報④記録される項目 その妥当性	(省略) 【連絡先等情報】 ④情報：被保険者証の印字等、介護保険事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有する。 (省略)	(省略) 【連絡先等情報】 ④情報：被保険者証の印字等、介護保険事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有する。 (省略)	事後	重要な変更に関する該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
—	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用①入手元	財政局市民税管理課、市民文化局戸籍住民サービス課、健康福祉局医療年金課、長寿医療課、生活保護・自立支援室、障害計画課、障害福祉課	財政局市民税管理課、市民文化局戸籍住民サービス課、健康福祉局医療年金課、国民年金・福祉医療課、生活保護・自立支援室、障害計画課、障害福祉課	事後	重要な変更に関する該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項① 再委託事項	他市町村	他市区町村	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項② 再委託事項	健康福祉局長寿社会部介護保険課 各区区民サービス部保険年金課、区民課及び各支所区民センター 各区地域まもり支援センター高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション	健康福祉局長寿社会部介護保険課 各区区民サービス部保険年金課、区民課 各区地域まもり支援センター高齢・障害課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項③ 再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託	申請手続きの新規・修正登録作業及び組織改編に伴う変更作業、異常検知時の確認作業等、運用・保守業務の一部を再委託	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先1 ③提供する情報	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	介護保険法(平成九年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先3 ③提供する情報	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第30号附則39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先4 ③提供する情報	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先6 ③提供する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先11 ③提供する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先12 ②提供先における用途	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先14 ②提供先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先16 ②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先18 ③提供する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先22 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十一年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十一年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先23 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学費の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学費の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先25 ③提供する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先26 ③提供する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報情報の提供・移転 提供先27 ②提供先における用途	「生活に困難する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知)に基づき外国人(日本の国籍を有しない者をいう)であって生活に困難する者に関する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの	「生活に困難する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき外国人(日本の国籍を有しない者をいう)であって生活に困難する者に関する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報情報の提供・移転 移転先6 ②提供先における用途	番号法別表第2 108の項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの) 「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)」	番号法第19条第8号に基づき主務省令第2条の表の14.4の項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの) 「川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)」	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報情報の保管・消去①保管場所	右記を追加	6 ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPの1.1.1に登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理が適切に実施されているほか、次のを満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	

令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去③消去方法	右記を追加	6 ガバメントクラウドにおける措置 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制限されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。	事前	
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)・リスク3: 入手した特定個人情報が必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・被保険者等の資格異動の届出の際には、資格管理に必要な情報のみを受理している。 ・他市町村等から情報を受理する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。 (省略)	・被保険者等の資格異動の届出の際には、資格管理に必要な情報のみを受理している。 ・他市町村等から情報を受理する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。 (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)・リスク3: 入手した特定個人情報が必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区・各地区介護保険主管課を明記して、当該住所宛に送達するようにしている。 (省略)	・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区介護保険主管課を明記して、当該住所宛に送達するようにして (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書に明記する。 ・必要があれば、当市職員が現地調査を行うことも可能とする。	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書に明記する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行うことも可能とする。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 ・同一機関内における移転の際は、提供先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを提供することとしている。 ・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。	・番号法第9条第2項及び第19条第11号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 ・同一機関内における移転の際は、提供先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを提供することとしている。 ・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(省略) (*2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (省略)	(省略) (*2) 番号法第19条第8号に基づく主務令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	(省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 入手した特定個人情報が必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	(省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

<p>令和7年7月31日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑤技術的対策 具体的な対策の内容</p>	<p>(省略) 【システム連携基盤における措置】 ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施設管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 (省略) 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LIGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティファイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施設できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施設できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 <申請管理システムにおける措置> ・申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。</p>	<p>(省略) 【システム連携基盤における措置】 ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LIGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティファイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施設できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施設できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 <申請管理システムにおける措置> ・申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムはサーバ等、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年7月31日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑥技術的対策 具体的な対策の内容</p>	<p>右記を追加</p>	<p>【ガバメントクラウドにおける措置】 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第10版]」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又は「ガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供する「クラウドサービス」により、ネットワークアクセス/デバイス、データアクセス/バージョン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報等を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年7月31日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 消去手順 手順の内容</p>	<p>右記を追加</p>	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年7月31日</p>	<p>Ⅳ その他のリスク対策1. 監査 ②監査 具体的な内容</p>	<p>右記を追加</p>	<p>【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年7月31日</p>	<p>Ⅳ その他のリスク対策3. その他のリスク対策</p>	<p>右記を追加</p>	<p>【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	<p>事前</p>	

提供先23	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他（)</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先24	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他（)</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

個人情報に関する重大事故について

事案1 国民健康保険高額療養費支給申請書の紛失

1 事案の内容

(1) 発生（発覚）時期

令和6年4月8日

(2) 事案の概要

宮前区役所区民サービス部保険年金課において、令和6年3月支給分の国民健康保険高額療養費支給申請書を紛失した。

(3) 原因

事務担当者が足元に個人情報に記載された書類を数日にわたって放置していたことから、個人情報の適正な管理が行われていなかった。

(4) 影響

404件（295世帯分）の個人情報を紛失した。紛失した書類に含まれる情報は次のとおり。なお、現時点で個人情報の漏洩は確認されていない。

- ・ 世帯主氏名、住所、電話番号
- ・ 個人番号（マイナンバー）※本人の記載があった場合
- ・ 被保険者証記号及び番号、振込先金融機関の情報
- ・ 病院等へ支払った一部負担金の合計額、高額療養費額、支給申請額
- ・ 診療を受けた被保険者の氏名、生年月日、医療機関、実日数、一部負担金の額

(5) 事故発覚後の対応

令和6年4月8日	事務担当者により申請書が所在不明であることが判明
令和6年4月8日～4月22日	事務担当者による搜索を継続
令和6年5月1日	報道発表
令和6年6月3日	個人情報保護委員会より文書指導

2 再発防止策

(1) 国民健康保険事務における再発防止策

- ・ 該当事務について、事務手続きのフローを再度、課内で確認するとともに、全職員において、個人情報の厳格な管理を徹底する。
- ・ 該当事務以外の事務についても、事務フローの確認と個人情報の取扱いについて、改めてチェックを行う。
- ・ 書類の紛失等、事務事故が疑われる場合には、即時に上司に報告することを全職員に対し周知徹底

底する。

(2) 評価実施機関（川崎市）における再発防止策

- 保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置（特に、人的及び組織的の安全管理措置）に関する研修を実施することとする。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。
- 全ての特定個人情報保護評価書のIV_2.「従業者に対する教育・啓発」項目に、上記の研修についての記載を追加する。